

【研究論文】

「何の平等か」を巡る議論に関する一考察

— 1980年代から1990年代の学説を基にして —

吉 田 竜 平

## 研究論文

# 「何の平等か」を巡る議論に関する一考察 —1980年代から1990年代の学説を基にして—

吉田 竜平

Ryuhei YOSHIDA

## 目次

1. はじめに
2. 先行研究
3. ローラズとセンの構想
  - (1) ローラズの構想とそれに対する主な批判
  - (2) センの構想とそれに対する主な批判
4. 「何の平等か」を巡る主要な立場
  - (1) ドゥワーキンの資源の平等
  - (2) アーネソンの厚生機会の平等
  - (3) コーエンのアドバンテージへのアクセスの平等
5. 「何の平等か」を巡る議論の到達点と限界
6. おわりに

## [Abstract]

Review of “Equality of What” : Based on the Theories of the 1980s and 1990s

This study considers the debate on the “Equality of What.” The study focuses on the concepts of Rawls, Sen, Dworkin, Arneson, and Cohen’s theory. The purpose of this research is to introduce the idea of egalitarianism from the Anglo-American perspective into Japanese social welfare studies. The study notes that the debate over “Equality of What” uses a single indicator and discards the distribution method, thus, its application to the actual social security system and tax system may be difficult. However, examining the debate on the “Equality of What” is significant in terms of refining the object of distribution. Moreover, it is possible to contribute to social policy by combining it with the method of distribution. In addition, since social work is characterized by mobilizing resources for practice, it was discovered that enriching the object of distribution can contribute to clarifying the important concepts of a good life and well-being.

## 1. はじめに

平等主義 (egalitarianism) は、ジョン・ローラズの著書である『正義論』が端緒となっていると一般的には理解されているが、「平等主義」という言葉の定義は様々である。例えば、「諸階級の間で階層的な不平等を縮小したり撤廃することをめざしたもの」(盛山 2006a : 11)、「法の下での平等といった形式的平等だけでなく、分配における平等という

実質的平等をも主張する議論」(橋本2008 : 130)、「何らかの利益の平等化のために財の強制的分配(極端な場合には人々の強制労働までも)を主張する思想」(森村 2007 : 606)、「反差別・反抑圧への志向・理念・価値を提起する立場」(竹内 1999 : 9)といったように論者によって様々な定義がなされている。

これらを踏まえたうえで、本稿では平等主義を「人々の間で何らかの福利を形式的かつ

キーワード：平等主義，分配的正義，「何の平等か」，運の平等主義

Key words : egalitarianism; distributive justice; “Equality of What”; luck egalitarianism

実質的に平等にする立場」と定義したい。

ここで問題となるのが、「何らかの福利」とは何を指標としているのか、また、「何らかの福利」を人々の間で等しくしなければならないのは何故かということである。

その議論の発端となったのは、アマルティア・センが1980年に上梓した論文「何の平等か? (Equality of What?)」である。この論文は、盛山が『「われわれは何を平等にすべきか」という平等主義にとっての原理論的な問いを考察したもの」(盛山 2006b: 150)とその重要性に言及しているとおり、以降、ロナルド・ドゥウオーキン、リチャード・アーネソン、ジェラルド・コーエンらを中心とした論者を巻き込み、1980年代初頭から1990年代末期まで、平等主義に立脚する論客間での議論に発展することとなった。

平等主義は、倫理学や政治哲学、法哲学などの学問分野においては既に論じ尽くされ、英米圏では学史的な整理もなされてきているが、わが国においては「そうした整理はほとんどなされていない」(神島・山森 2004: 82)といわれるように、平等主義研究の停滞に関する言及があることも事実である。

こういった情景も鑑み、本稿の目的は、英米圏で得られている平等主義の知見をわが国の社会福祉研究への導入を試行することにある。フレデリック・G・リーマーは、「福祉に関する哲学的な文脈の背景にある中心的なテーマは、富やヘルスケア、住宅、他の社会サービスの資源の分配に関するものである」とした上で、「ソーシャルワーカーにとって、広範囲にわたる不平等は、専門職が対処するクライアントの多くが経験する慢性的な不利益を激化させる非常に困難な現象」であるとして、社会福祉において資源分配に関する問題を取り扱うこと、並びにソーシャルワークにおいて、不平等という状態が人々にもたらす帰結の重要性について言及している(Reamer 1993=2020: 45)。

また、現代社会には、所得格差、教育格差、男女格差などの様々な格差が生じている。このような現代社会の現実を鑑みると、「何の平等か」つまり、人々に何を平等に分配するのか、というテーマについて検討することは、実際に行われている資源配分の方法をより精緻なものにしていける可能性があるのではないかということが筆者の問題意識である。更に、わが国において現存する医療保険や年金保険を始めとした各種保険制度や、生活保護制度に代表される税制度は、どのような理論に基づいて人々に資源を分配しているのかといった理論的基盤を改めて明確にすることへの貢献が見込まれる点に本稿の意義があると思われる。

分析の視角としては、ロールズ、センが提起した構想を「何の平等か」を巡る出発点として設定し、センの「何の平等か」論文の発表以降、ドゥウオーキン、アーネソン、コーエンらが提起した構想の概要と寄せられた批判を概観し、整理する。この作業を通じて、「何の平等か」を巡る論争の到達点と限界を示し、得られた知見が、既存の資源配分システム及び社会福祉研究、更にはソーシャルワークにどのような影響を与えることができるかを検討していきたい。

## 2. 先行研究

わが国において、平等主義を包括的に取り扱った代表的な研究としては、川本(1995)、竹内(1999)、立岩(2004)、井上(2002)(2016)などがあげられる。まず川本は、①功利主義、②リベラリズム、③リパタリアニズム、④コミュニタリアニズム、⑤フェミニズム、⑥ケイパビリティ・アプローチを取り上げ、これらの何れの立場も「各成員の《自由》と《平等》、そして《福祉》という三要素のバランスを何らかの仕方でも図ろうとしているとみてよい」(川本 1995: 95)とし、個人の自由を高く掲

げるだけでなく、それが人間の相互依存性から生み出されたもので、社会の関与を抜きにして個人の自由は保障されないという、センの社会的コミットメントを「現代正義論の最良の達成」(川本 1995:93)と評価している。

次に竹内(1999)は、平等主義を分配的正義の問題に限定して取り扱い、ロールズからコーエンに至る現代英米圏における平等主義的リベラリズムの主流派に共通する特徴を「平等の配分志向」「平等指標の単一化」として抽出したうえで、その長短を論じている。この竹内の研究は、本邦で初めて平等主義を包括的に取り扱ったものとして一定の評価を得ている。

そして立岩は、竹内同様、平等主義を分配の範囲に限定して取り扱っており、羨望、嫉妬、ルサンチマンといった言葉を用いて社会的分配を批判する立場を退け、「人が人であるだけで存在していることはよいこと」(立岩 2004:3)であり「その人がどんな人であっても、少なくとも同じだけ得ることができる社会であるべきであり、そこに住まう人がそのように思えるような社会であるべき」(立岩 2004:200)として、生産する能力を等しくする機会の平等を批判し、結果の平等を擁護している。それから井上は、平等主義内部の論争の争点は「個人が引き受けるべき責任の範囲を巡って対立があるという事実」(井上2002:278)にあるとして、どのような平等が求められているのか、そしてそれは何故かについて論じている。井上は、英米圏の平等主義を、①信念(belief)や欲求(desire)や選好(preference)は個人の自由に属する領域であり、個人が責任を取るべき範囲とする立場と、②信念、欲求、選好の形成には外的環境要因が影響する為、完全に個人の責任とは言えないという2つの立場が存在していることを指摘し、前者の代表的論者をロールズとドゥウォーキン、後者の代表的論者をセン、アーネソン、コーエンとして平等主義内

部の立場を整理している。

これらの先行研究を踏まえて、以下に「何の平等か」を思考する上で前提となっているロールズとセンが提起した構想の概要とロールズとセンの構想に寄せられた批判の主要なものについて整理する。

### 3. ロールズとセンの構想

#### (1) ロールズの構想とそれに対する主な批判

ロールズの『正義論』が発刊されるまでの長い間、功利主義(utilitarianism)は支配的な原理となっていた。ロールズは、「功利主義と肩を並べるだけの明快さと体系性という効能を兼備し、同時に功利主義に向けられるような疑いをも和らげる建設的な代替理論が、ひとつとして提出されてこなかった」(Rawls 1999=2010:73)と述べ、功利主義に代替する原理や理論の導出は憚られてきた状況があったことを指摘している。ロールズは功利主義を、個々人を効用の生産者とみなして個々の人格の相違性を無視し、個々の効用を社会の一元的な欲求の体系に解消してしまうとして功利主義を批判し、それに代わる自らの構想を提起した(Rawls 1999=2010:39-40)。

ロールズの構想の要点は次の2点である。第1に、人々の利益の概念を「効用」ではなく、権利、自由、機会および所得と富などが含まれる「基本財(primary goods)」<sup>(1)</sup>で捉え、基本財を「合理的な人間であれば誰でもが欲する」(Rawls 1999=2010:86)ものと想定し、各人の基本財の享受量は、ある程度、客観的な計測が可能であるとした点、第2に、社会経済的な不平等が生じていることを認め、不平等をなくそうとするのではなく、それが許容されるのは、最も不遇な人々の利益を最大化するという条件下のみとした格差原理にある<sup>(2)</sup>。

ロールズが提起した構想は、以降、功利主

義に立脚している論者はもちろん、平等主義内部の論者も含め、多方面から様々な評価がなされ、論争へと発展することとなった。次にロールズの構想に寄せられた主要な批判について概観する。

まずジョン・ハーサニーは、もともと健康であった人と不治の癌を患っている人が2人とも肺炎に罹患した状況下で抗生物質が1人分しか手元にないという状況を例にあげ、ロールズの格差原理に従えば、不治の癌を患っている人に抗生物質を与えなければならないという結論を導くこととなり、これは不合理な結論で道徳的に正当化しうるものではないというものである(Harsanyi 1976; 盛山2006b: 120)。また、平等主義を擁護するドゥウォーキン、格差原理が関心をもつのは「最も傷ついた人生を送っている人だけ」とするならばそれは無神経であり、最下層の人々とそれ以外の人々の間での公平性が保たれないことを指摘している(Dworkin 2000=2002: 442; 井上2003: 241)。更に、アイリス・マリオン・ヤングは、ロールズの構想は「諸個人間の財の分配状態の最終結果のパターンのみが指向され」ており、「そのような財の分配状態をもたらす背後の社会構造や制度を社会正義の観点から評価することができなくなってしまう」ことを指摘している(Young 1990: 20; 森 2019: 135)。

ハーサニーやドゥウォーキン、ヤングをはじめ、ロールズの構想には様々な批判が寄せられているが、他方では「分配原理をもたない功利主義よりも優れているばかりでなく、原理間の優先規定なしに諸原理の場当たりの適用で済ませてきた直感主義に比べてもなお、理論的優位を誇ってよい」(川本 1995: 31)、「経済的(再)分配を道徳的に基礎づつつ、少数個人の基本的自由をも、最大多数の福祉に抗して尊重できるものとなっている点で、功利主義に代替し得る道徳理論、平等主義的リベラリズムの正義理論を提供しよう

としている」(森 2019: 37)、「いまや政治哲学者は、ロールズ理論の中で仕事をするか、それともなぜそうしないのかを説明するか、のいずれかをせねばならない」(Nozick 1974=2016: 306)といったように、多くの論者から高く評価されており、その後の平等主義の発展に多大な影響を与えたことは疑いのない事実である。

特にロールズの構想は基本財の細かな内容規定もさることながら、寧ろ基本財を分配する原理がどういったものであるべきかを導く「グランドセオリーの提出」(井上 2002: 281)、その時々々の社会状態ではなく「長期的な『制度的構造』」(盛山 2006b: 129)といった公正な社会制度の構築をねらいといっていたという点に大きな意義があるといえる<sup>(3)</sup>。

次にセンが「何の平等か？」論文で提起した構想の整理に移りたい。

## (2) センの構想とそれに対する主な批判

センもロールズと同様に功利主義に対する批判を展開している。センは功利主義の構成要素を、①行為や制度の真価は、それがもたらす結果・帰結から判断されるとする「帰結主義 (consequentialism)」②帰結のよし悪しを関係者の主観的効用“のみ”の増加関数というかたちで判定する「厚生主義 (welfarism)」③関係者の効用は基数的な把握と足し算が可能であり複数の帰結のよし悪しは、各々の関係者が味わっている効用の総和を大きい順に並べることができるとする「総和主義」(sum-ranking)の3点に整理している(Sen 1992=1999: 81)。その上でセンは、厚生主義は「よい効用状態をよい状態と単純化する」(Sen 1982=1989: 235)、総和主義は「個々人のアイデンティティや別個性が失われる」(Sen and Williams 1982=2019: 5)として功利主義を構成する要素である、厚生主義と総和主義を退けている<sup>(4)</sup>。

センは、ロールズの構想を①基本財を尺度

とすることで善き生の中身について一定の客観的評価が可能になること、②さまざまな自由や自尊の社会的基礎などを含む基本財の性質に基づいて、快樂の源泉を区別しうること、③高価な嗜好の持ち主の満足は普通の嗜好の持ち主が普通の消費で得られる満足と同等に評価してしまう厚生主義の問題点を回避しているとして評価しながらも、ロールズが分配の指標とした基本財は、人間の存在の多様性にほとんど注意をはらっていないように思われ、財と人との関係を無視し「物心崇拜」に陥る要素が存在しているとして、最終的にはロールズの構想を退けている（Sen 1982=1989：249-50）。

その上でセンは、平等にすべき指標は、ロールズの基本財ではなく、基本的ケイパビリティであるとする、自らの構想を提起している。以下がセンが提起した構想の概要である。

センが導出した概念であるケイパビリティ（capability）は、日本語では一般的に「潜在能力」と訳されることが一般的であり、センによれば、「ある個人が選択可能な機能のすべての組み合わせ」（Sen 1992=1999：40）を意味し、人が実質的に選択可能な人生の幅、実質的自由の度合いを現すとされている<sup>5)</sup>。

また、「機能（functioning）」という、センの構想において重要な概念があるが、これは人々の達成された状態や活動を指しており、基本的なものとして「適切な栄養を得ている、健康状態にある、避けられる病気にかかっていない、早死にしていない、衣料や住居が満たされている」（Sen 1992=1999：59；172）。複雑なものとしては「幸福であるか、自尊心をもっているか、社会生活に参加しているか、恥をかかずに人前に出ることができる」（Sen 1992=1999：59；172）等が例示されている。

センの構想の特徴は、①「機能」に注目すること、②平等にすべきは人々が帰結的に達成した機能ではなく、機能を達成するにあ

たって選択の自由を行使できる実質的な機会であるケイパビリティであること、③ケイパビリティによって捕捉される選択の機会を活用し、人々が最終的な機能（生き方、在り方）を選択する際に適用される評価基準は厚生ではないという3点にまとめることができる。

センの構想は、同等の量の財や資源が与えられた諸個人に対して「何ができるか」「何になれるか」といった自由で転換できる効率の差異に着目できるものとなっており、実際に国連開発計画（UNDP）の人間開発指数（HDI）にも影響を与えるなど現実的にも射程範囲が広い構想であるといえる。しかしセンは、ロールズの基本財のように自らの構想の指標となる基本的ケイパビリティの中身は明示することはしていない。

このことについてセンは、「基本的とされる一群を指標化することは、難問の一つ」であり、「どうしても（特に異なって潜在能力を比較考量するような場合に）文化に従属する（culture-dependent）形で現れざるを得ない」（Sen 1982=1989：255）、「比較的少数の中心となる重要な機能だけで、かなりのことを主張することができる」（Sen 1992=1999：64）と説明している。

センが提起した構想については、アーネソンや、センと共にケイパビリティ・アプローチを共同開発してきたヌスbaumからも「人が行えることや達成する状態には、無限の種類があり、ある個人の様々な潜在能力スコアがどのようにして総合的な指標へと集計されるのか」そして「そのような指標を構築できなければ、潜在能力の平等は、正義の構想の候補としての資格を満たさない」（Arneson 1989=2018：62）、諸々のケイパビリティを「どんなに暫定的で変更可能なものであろうとも、採用する必要がある」（Nussbaum 2006=2012：192）、そして「そのようなリストを作ることを渋っているセンには、ケイパビリティの観念を用いて社会正義の理論

の輪郭を示すのは困難である」(Nussbaum 2006=2012:192)<sup>(6)</sup> といった厳しい批判が寄せられている。このような批判がなされていたとしても、センが上梓した「何の平等か」論文は、その後の平等主義を巡る議論の発端且つ基礎づけを与えるものであり、見過ごすことはできない。

次に、センとほぼ同時期にロールズの基本財に着目し「資源」という指標を用いて人々の生き方だけでなく、能力や人々がおかれている状況の多様性をも取り入れようと試みたドゥウォーキン<sup>(7)</sup>の構想を確認していきたい。

#### 4. 「何の平等か」を巡る主要な立場

##### (1) ドゥウォーキンの資源の平等

ドゥウォーキンは、ロールズの構想を継承しつつ、個人が負うべき責任範囲についての分析を試みている。ドゥウォーキンが提起した構想は「資源の平等 (equality of resources)」とも呼ばれており、人々への公正な資源分配を重視したものである。資源を指標としている点では、ロールズの構想と変化がないようにも見えるが、ドゥウォーキンが想定する資源は、信念、選好、人格を含んでおらず、この点でロールズの構想とは異なっている。ドゥウォーキンが想定している資源は、「どのような資源であろうと私的に所有されうる」(Dworkin 2000=2002:94)のものであり、具体的には、市民的政治的な自由や教育・ヘルスケアという「外的資源」に加え、健康、強靭さ、才能などの「個人的資源」も含むとされている (Dworkin 2000=2002:286)。

ドゥウォーキンは、自らの構想を完成させるキー概念として「羨望テスト (envy test)」と「仮想的保険市場 (hypothetical insurance market)」という2つの概念を設定し、船の難破事故から生還した人々が、資源の豊富にある無人島に漂着したという事例

を用いて、それぞれの概念を説明している。

まず、羨望テストであるが、ドゥウォーキンは「いったん資源分割が完遂されても、移民者のだれかが自分自身の資源の束よりも他の人の資源の束を望む場合、その資源分割は平等な分割ではない」(Dworkin 2000=2002:284) という立場を支持しており、自身が所有する資源の束よりも他者の資源の束を羨ましいと思わない状態を「羨望テスト (envy test)」が満たされた状態と位置づけ、この状態にはオークションを通じて行き着くことが可能であるとしている (Dworkin 2000=2002:95-96)。ここでいうオークションとは、すべての者が参加し、参加した者すべてに等しい購買力が与えられ、あらゆる社会資源が対象となるという仮想的なものであり、このオークションが上手くいけば、すべての参加者は他者の財を羨ましいと思うことがなく、オークションの結果に満足すると想定されている。

更にドゥウォーキンは、羨望テストのみによる資源分配は不十分であるとして、運の要素を重視している。ギャンブルや高価な嗜好は個人的選択であり、これらの個人的選択がもたらす結果は「選択の運 (option luck)」=「回避し得るリスク」とみなし、災害や身体障害等のハンディキャップは「自然の運 (brute luck)」=「回避し得ないリスク」として運を2種類に区分し、自然の運 (brute luck) による不平等の放置は正義に反するとした。

次に仮想的保険市場である。この概念は、様々な先天の障害を被るリスクがコミュニティの成員に等しく降りかかるという想定するならば、平均的な人は「保険の手段によって何を購入したであろうか」(Dworkin 2000=2002:114) という問いに基づくものである。

仮想的保険市場では、全ての個人に等しい額の貨幣が与えられており、各人の保険を購入する実質的な機会は均等とされる。この状

況において「自然の運」の要素は見つからず、個人間の保険契約の状況に相違があるとすれば、それは個人の選好に起因するものと判断される。このような諸個人の選好の結果に対し、社会的補償を要請する倫理的な根拠は存在せず、仮想的保険市場における保険は、自然の運を選択の運に変換する役割を果たす装置として機能する。その結果、身体障害などの自然の運に対する補償が可能となり、この仮想的保険市場によって、羨望テストを満たす資源の配分が補完され、資源の平等が完成するというのがドゥウォーキン（Dworkin）の構想である。

ドゥウォーキンが提起した構想に関し、瀧川や盛山は一定の評価を与えている。瀧川は、ドゥウォーキンの構想の意義を「選択に対する帰責可能性の有無という観点から、高価な嗜好とハンディキャップの問題を統一的に理解したこと」（瀧川 2006：86）としており、盛山は、自然の運と選択の運という区分けは『『何を平等化すべきか』という『平等目標』の問題と、『なぜ平等であるべきか』という『平等理由』の問題の両方に対し、画期的で明快な答えを与えるもののように思われた』として、これまでの社会理論は、この2つの問いは密接に結びつけられてこなかったことに言及している。更に盛山は、「どんなものが自然の運を構成しているかを明らかにすれば、何を平等化すべきかが自ずから決まってくる」（盛山 2006b：159-160）と述べ、ドゥウォーキンが「何の平等か」を巡る議論に与えた影響の大きさを評価している。

このように「選好するリスクが平等である」という条件のもとでは選択の運から生ずる結果を乱すべきではない」（Dworkin 2000=2002：109）という原則に貫かれたドゥウォーキンの構想は、以降の平等主義の主要な論客となる、アーネソンとコーエンにも多大な影響を与えることとなった。

次に、ドゥウォーキンの構想を批判的に検討したアーネソンとコーエンのそれぞれの構

想について整理する。

## （2）アーネソンの厚生機会の平等

アーネソンは、個人の選好形成には遺伝のような社会的生物学的な要素が当然に影響していると考えており、ドゥウォーキンの構想が、人格を資源の対象外として取り扱っていることの批判をしつつも、それを発展させた自らの構想を提起している（Arneson 1989=2018：43）。

アーネソンの構想は、厚生機会の平等（equality of opportunity for welfare）と呼ばれており、不平等が自発的選択の結果による場合には、その不平等は平等主義の観点から見て何ら問題にはならないといった、自発的な選択こそが責任の有無を明確にするという立場をとる。（Arneson 1989=2018：54-5）。

このアーネソンの構想の枠組みは、基本的にはドゥウォーキンと同様に見えるが、ドゥウォーキンが仮想的保険の補償の対象としなかった選択の運（option luck）も補償するという点で異なっている。アーネソンの構想において重要な要素は以下の3点である。

①厚生は、充分かつ適切な情報をもとに冷静な熟慮に基づいて形成された選好充足を意味するものであり、刹那的な欲求や虚偽の情報に基づいて形成される欲求の場合は厚生としてカウントしない。②人生の多様性を踏まえて各人の選択機会の束を現す「意思決定ツリー（decision tree）」を想定し、ツリー上で示された選択機会の束は各人の選択により、どの程度の厚生が得られるかによって評価され、各人の期待値の総和が等しくなることが求められる。それぞれの選択枝は各人にとって検討、選択、実行することが可能な有用なものでなければならない（Arneson 1989=2018：52-4；井上 2017：37）。

アーネソンは、厚生機会の平等の利点について、高価な嗜好を例にあげ、それが充分で

適切な情報を基に熟慮した上で形成されたものか否か、高価な嗜好の持ち主に、その嗜好が醸成されない環境が他者と同様に存在したか、その機会は持ち主にとって有効であったかを重視し、これらが満たされていない場合は、高価な嗜好の持ち主への責任は問えないとし、一方で、この3つの要素がすべて実現している状態であれば、どの選択が真に自発的であって人がどの不平等に対し、責任を負わなければならないのかを明確にすることができるとした (Arneson 1989=2018: 54-5)。

アーネソンの構想は、高価な嗜好を一律に個人の選好や人格に帰するものとし、それに起因する貧困などの結果については一切補償をしないドゥウォーキンの構想よりも、高価な嗜好が自発的に醸成されたか否かという事を考慮することが可能となっている点で柔軟性があるといえよう。

これらより、アーネソンの構想は、ドゥウォーキンの構想よりも個人の選択責任を正確に問うことが可能な枠組みであると捉えることが可能であり、選択の運から自然の運の要素を取り除くことを試みた構想ということができる。

次にアーネソン同様に、ドゥウォーキンの構想を批判的に発展させたコーエンの構想について整理する。

### (3) コーエンのアドバンテージへのアクセスの平等

コーエンは、アーネソンの構想を「一律に高価な嗜好を平等論の対象外としてしまう資源平等論よりも分節化された平等論」(Cohen 1989: 916) であるとして、アーネソンの構想は「厚生」を指標としていることに欠点があることを批判し、自らの構想である、「アドバンテージへのアクセスの平等 (equality of access to advantage)」を提起している。

コーエンは、チャールズ・ディケンズの小説『クリスマス・キャロル』の登場人物であ

る、足が不自由であるが陽気なタイニー・ティムを例にあげ、アーネソンの厚生機会の平等では、幸せになるための機会がある (あった) という理由よりティムに車いすを供給しなくてよいという結果を招いてしまうことを指摘している。この結果についてコーエンは「足の不自由な人は、車椅子が適切に供給されることを必要とするが、その必要性は彼らが幸せになる、もしくは幸せを享受しうるために必要とする、ということとは関係しない」(Cohen 1989: 918; 井上 2016: 162) と主張し、厚生に代わる指標として「アドバンテージ (advantage)」を採用し、アドバンテージに対する「アクセス」に焦点をあてた構想を提起している。

コーエンの構想における「アクセス」概念は、単に選択肢が開かれているという意味での「機会 (opportunity)」のみならず、その機会を活用するための「能力 (capacity)」を含むものと定義されている (Cohen 1989: 917)。コーエンの構想は、厚生不足や資源不足など、人が被った自然の運による何らかの不運を補償するように努め、その不運を克服するにあたって必要となる能力を平等にすることを目的とするが、その能力を行使するか否かは本人の責任と判断する立場である。

よって、アドバンテージへのアクセスの平等は、上記のディケンズの著書『クリスマス・キャロル』の登場人物である、ティムに関して、足が不自由ではあるけれども、「人生に満足している」という理由から、車いすを供給しないという結果を回避することができる。

コーエンは「正しい区分は、責任と過酷な不運との間にあるのであって、選好と資源の間にあるのではない」(Cohen 1989: 922; 盛山 2006b: 162) として、資源配分の指標とすべきは資源や選好 (厚生) ではなく、責任や運であることを主張し、コーエンの構想以降の平等主義は、人々の間の自然の運の影

響をどのように緩和し、解消していくことが可能であるか、いわば資源か、厚生か、潜在能力の何れかが最適なのかという議論ではなく、「運の中立化 (luck-neutralization)」へ論点が移動していくこととなった。この論点移動は平等主義にとって大きな変化であるといえる。

## 5. 「何の平等か」を巡る議論の到達点と限界

ここで、ドゥウォーキン、アーネソン、コーエンの提起した構想が平等主義をめぐる議論に与えた影響と、彼らが提起した構想に対してなされたエリザベス・アンダーソンの批判について概観したい。

ドゥウォーキンが区分けした (option luck) = 「回避し得るリスク」と「自然の運 (brute luck) = 「回避し得ないリスク」という2種類の運は、個人の「責任」の範囲を決めるのに必要不可欠な要素となり、アーネソンは、諸個人がそれぞれの嗜好や選好をもつにいたった過程を重視し、選択の運とされているものの中に入り込んでいる自然の運の要素を取り除くことを試みた。そしてコーエンは、厚生のみならず、資源も含めたアドバンテージへのアクセスを重要視して、アーネソン以上に選択の運から自然の運を徹底的に取り除くことに取り組んできた。コーエンの構想は、資源、厚生といった単一の指標だけでなく、広い指標を包摂的に捉えることが可能な枠組みといえ「何の平等か」を巡ってなされてきた平等主義内部の論争に一定の区切りをつけているようにも思われる。

しかしながら、アンダーソンは、ドゥウォーキン、アーネソン、コーエンらの構想を「運の平等主義 (luck egalitarianism)」と括り、この立場には大きく2つの点で問題があるとして批判を展開している。1つは遺棄批判や、過酷性批判と呼ばれているものであり、

危険性を知っているのにも関わらず無謀な運転をして瀕死の重傷を負ったドライバーが無保険であった場合、彼らの運の平等主義はドライバーを放置して見殺しにしてしまうことになる。これは人々の直観に反しているのではないかというものである (Anderson 1999 = 2018 : 82)。2つ目は、屈辱性批判と呼ばれているものであり、外見的な醜さや、社会的不適応などが自然の運とされるならば「被害者」は、補償を受けるために、自らが他者よりも劣っていることを社会に訴えなければならなくなる。その結果、自然の運の被害者は補償を受けるところか、他者よりも劣っているというスティグマを押されることになるというものである (Anderson 1999 = 2018 : 99-104)。

アンダーソンの批判、特に、遺棄批判に関しては、運の平等主義を支持する論者にとって非常に強力な批判となっている。シュロミ・セガル (Segal 2010)、ニコラス・バリー (Barry 2006)、カール・ナイト (Knight 2009) らは複数の正義の諸原理は、同時に共存することが可能であるとして、運の平等主義は尊重やベーシック・ニーズといった価値を反映する諸原理とともに擁護されるべきであり、単独で擁護されるべきではないとし、アンダーソンの批判への応答を試みたが、ベーシック・ニーズとは何かといった基本的問題や、複数の正義の諸原理には如何なるものがあるのか、諸原理間の優先順位を如何に設定するのか、トレードオフにならないのか等、構想として不明瞭な点が多く、アンダーソンの批判の応答に成功しているとは言い難い。

ここまで、ロールズ、センの構想を前提に、「何の平等か」を巡る議論に参入したドゥウォーキン、アーネソン、コーエンらの構想や寄せられた主な批判について概観してきた。この作業で明らかとなったことは、「何の平等か」を巡る論争に参入した平等主義に立脚する論者は、基本財、ケイパビリティ、

資源、厚生（機会）、アドバンテージ（へのアクセス）といった、単一の分配指標を設定し、どの指標を人々に形式的に等しく分配するか、そして、自身が導出した指標が他の論者よりも妥当で優位性があるかという点に終始しているということである。

このことは、「何の平等か」を巡る議論が無意味であり、その論争に参入した論者が提起した構想は現実には意味をなさないということでは決してない。本稿で取り組んで来たように、人々に等しく分けるべき対象は何なのか、ということを検討することで、指標そのものを広く豊かにできるという点においては有用である。具体的には、ヌスパウムがケイパビリティを10項目に細分化したように、「何の平等か」を巡る議論に参入している論者が設定した指標を丁寧に拾いあげ、集約し、リストの指標からこぼれ落ちてしまう者がいないように刷新していく取り組みは意味があるといえるだろう。ただし、分配の原則や方法に関して、「何の平等か」を巡る議論は、分配の原則や方法を捨象している為、現実の各種保険制度や税制度に適用させるのは難があることも確かである。これらの点が、「何の平等か」を巡る議論における到達点と限界であると思われる。

## 6. おわりに

本稿では平等主義内部の「何の平等か」を巡る議論の前提となったロールズとセンの構想、またセンの「何の平等か？」論文が上梓された以降、ドゥウォーキン、アーネソン、コーエンがそれぞれ提起した構想とそれに寄せられた批判について整理してきた。

「何の平等か」を巡る議論は、ドゥウォーキンが提起した自然の運と選択の運の境界線を如何にして引くのかという、運の中立化問題に収斂されていくこととなるが、現実的には選択の運と自然の運の境界線を明確に引く

ことは困難であり、仮に2つの運の間に境界線を引くことができたとしても、選択の結果、生命の危機に陥る者を見殺しにすることは反直観を招くのではないか、というアンダーソンの批判への応答は「何の平等か」を巡る議論、つまり、「何」を人々に等しく形式的に分配するか、ということに焦点化した議論では適切な解を導き出すことはできないという現状がある。

そうとは言え、前述したとおり、「何の平等か」を巡る議論を整理することは無意味ではなく、「何」という指標を精緻化していくことは可能であるし、「何の平等か」を巡る議論では捨象されていた、貢献、必要、応益、応能などの既存の分配に関わる原則と組み合わせれば、現実の各種社会保険制度や税制度に応用していく可能性は残されていると思われる。また、ソーシャルワークは、その実践に資源を動員していくということが特徴とされる為、「何」という指標を豊かにすることで、良き生や福利（well-being）の中身を発展させていくことができ、学問的及び実践的発展にも「何の平等か」を巡る議論を今一度整理することで一定の寄与ができるのではないだろうか。

本稿の限界は、分析の対象範囲が、センの「何の平等か？」論文が上梓された1980年以降から1990年代後半のアンダーソンの批判までとなっており、それ以降の平等主義を巡る議論については対象外となっている点である。よって、アンダーソンの批判から現在まで、具体的には2000年から現在までの期間において平等主義がどのように変遷し、現在に至っているか、また現在の平等主義が社会福祉研究及び、ソーシャルワークにどのような示唆を与えることができるか、という研究に引き続き取り組んでゆくことを今後の研究課題とし、本稿の結びとしたい。

【注】

- (1) ロールズは、基本財を2種類に分類している。第1に権利、自由、機会および所得と富などを社会的な基本財とし、その中で、自尊は社会的な基本財の中核的な位置を占めるとしている。第2に健康、体力、知能、想像力などは自然本性的な財としている (Rawls 1999=2010:86)。
- (2) ロールズは著書『正義論』の中で「正義の二原理」と呼ばれる正義の原理について論じている。第一原理について「各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全システムといっても〔無制限なものではなく〕すべての人の自由と同様〔に広範〕な体系と両立可能なものでなければならない」とするものであるとした。そして第二原理は「社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない」として「①そうした不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人々の最大に利益に資するように」「②公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する〔ものだけに不平等がとどまる〕ように」と定式化している (Rawls 1999=2010:402-403)。ロールズによれば、第一原理は第二原理に優先し、格差原理とは第二原理の①のことである。
- (3) 関連して、森も「ロールズの正義理論の問題関心は、結果としての分配状態そのものよりも、そのような分配に規定的な影響を与える背後の制度や構造の公正性にあると理解することもできる」(森 2019:37) と述べており、本文中のロールズの構想に対するヤングの批判は、あまり的を得たものではないことについて言及している (森 2019:37)。
- (4) センは功利主義を構成する要素の一つである。帰結主義に関しては、公理の組み合わせ次第では「功利主義とはまったく異なる道徳的・政治的システムを得ることができる」(Sen 2003:150; 神島 2015:142) として受け入れている。よってセンは、本文中の功利主義を構成する3つの要素の全てを否定している訳ではない。
- (5) 神島はセンのケイパビリティを、端的に「ある人が何かをおこなったり (doings), 何かになったりするための (beings), 実質的自由を意味するもの」(神島 2015:151) と定義している。
- (6) ヌสบaumは善き生にとって必要最低限であると思われるケイパビリティを、①生命、②身

体の健康、③身体の不可侵性、④感覚・想像力・思考力、⑤感情、⑥実践理性、⑦連帯、⑧ほかの種との共生、⑨遊び、⑩自分の環境の管理、の10項目としている。そして、10のケイパビリティのうち、⑥実践理性と⑦連帯が他のすべての項目を組織し、覆うものとして特に重要とみなしている (Nussbaum 2000=2005,96-97)。

【参考文献一覧】

- ・ Arneson, Richard (1989) Equality and Equal Opportunity for Welfare, *Philosophical Studies*, Vol.56, No.1, 77-93. (=2018, 「平等と厚生機会の平等」広瀬巖編・監訳『平等主義基本論文集』勁草書房, 39-64.)
- ・ Anderson, Elizabeth (1999) What Is the Point of Equality?, *Ethics*, Vol. 109, No. 2, 287-321. (=2018, 「平等の要点とは何か」広瀬 巖編・監訳『平等主義基本論文集』勁草書房, 65-129.)
- ・ Barry, Nicholas (2006) Defending Luck Egalitarianism, *Journal of Philosophy*, No.23, 89-107.
- ・ Cohen, Gerald (1989) “On the Currency of Egalitarian Justice”, *Ethics* Vol.99, 906-944.
- ・ Dwokin, Ronald (2000) *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard University Press. (=2002, 小林 公・大江 洋・高橋秀治・高橋彦彦訳『平等とは何か』木鐸社.)
- ・ Harsanyi, John (1976) *Essays on Ethics, Social Behavior, and Scientific Explanation*, D.Reidel Publishing Company.
- ・ 橋本祐子 (2008) 『リバタリアニズムと最小福祉国家 制度的ミニマリズムをめざして』勁草書房.
- ・ 井上 彰 (2002) 「平等主義と責任—資源平等論から制度的平等論へ」佐伯啓思・松原隆一郎『〈新しい市場社会〉の構想』新世社, 276-333.
- ・ 井上 彰 (2016) 「運の平等と個人の責任」後藤玲子編著『正義』ミネルヴァ書房, 157-167.
- ・ 井上 彰 (2017) 『正義・平等・責任—平等主義的正義論の新たなる展開』岩波書店.

- ・井上達夫 (2003) 『法という企て』 東京大学出版会.
- ・神島裕子 (2015) 『ポスト・ロールズの正義論—ポッゲ・セン・ヌสบアウム—』 ミネルヴァ書房.
- ・神島祐子・山森 亮著 (2004) 「福祉—他者の必要を把握するとはどういうことか—」 有賀 誠・伊藤恭彦・松井 暁編『現代規範理論入門 ポストリベラリズムの新展開』 ナカニシヤ出版, 80-100.
- ・川本隆史 (1995) 『現代倫理学の冒険』 創文社.
- ・Knight, Carl (2009) *Luck Egalitarianism: Equality, Responsibility, and Justice*, Edinburgh University Press.
- ・森 悠一郎 (2019) 『関係の対等性と平等』 弘文堂.
- ・森村 進 (2007) 「分配的平等主義の批判」 『一橋法学』 6 (2), 605-32.
- ・Nozick, Robert (1974) *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books. (=2016, 嶋津格訳『アナーキー・国家・ユートピア: 国家の正当性とその限界』 木鐸社.)
- ・Nussbaum, Martha (2000) *Women and Human Development: The Capabilities Approach*, Cambridge University Press. (=2005, 池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発—潜在能力アプローチ』 岩波書店.)
- ・Nussbaum, Martha (2006) *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*, Harvard University Press (=2012, 神島裕子訳『正義のフロンティア』 法政大学出版局.)
- ・Reamer, Frederic (1993) *The Philosophical Foundations of Social Work*, Columbia University Press (=2020, 秋山智久監訳『ソーシャルワークの哲学的基盤—理論・思想・価値・倫理』 明石書店.)
- ・Rawls, John (1999) *A Theory of Justice revised edition*, Harvard University Press (=2010, 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論 改訂版』 紀伊國屋書店.)
- ・Segal, Shlomi (2010) *Health, Luck, and Justice*, Princeton University Press.
- ・盛山和夫 (2006a) 「現代正義論の構図」 土場 学・盛山和夫編『正義の論理 公共的価値の規範的社会理論』 勁草書房, 1-24.
- ・盛山和夫 (2006b) 『リベラリズムとは何か—ロールズと正義の論理』 勁草書房.
- ・Sen, Amartya (1982) *Equality of What? Choice, Welfare and Measurement*, Harvard University Press. (=1989, 大庭 健・川本隆史訳「何の平等か?」 『合理的な愚か者 経済学=倫理学的研究』 勁草書房, 225-262.)
- ・Sen, Amartya (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford University Press (=1999, 池本幸生ほか訳『不平等の再検討—潜在能力と自由』 岩波書店.)
- ・Sen, Amartya and Williams, Barnard (1982) Introduction: Utilitarianism and Beyond, Amartya Sen and Barnard Williams eds. *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge University Press (=2019, 後藤玲子監訳『功利主義をのりこえて—経済学と哲学の倫理—』, ミネルヴァ書房.)
- ・Sen, Amartya (2003) *Social choice Theory and Justice*. Herlinde Pauar-Studer ed. *Constructions of Practical Reason: Interviews on Moral and Political Philosophy*, Stanford University Press.
- ・竹内章郎 (1999) 『現代平等論ガイド』 青木書店.
- ・瀧川裕貴 (2006) 「〈平等の論理〉—リベラリズムとの関係を軸にして」 土場 学・盛山和夫編『正義の論理 公共的価値の規範的社会理論』 勁草書房, 79-100.
- ・立岩真也 (2004) 『自由の平等—簡単に別な姿の世界』 岩波書店.
- ・Young, Iris Marion (1990) *Justice and Politics of Difference*, Princeton University Press.